宮 城 県 登 米 市 財産売却一般競争入札案内書 (売 却 条 件 付) 案 内 書

(令和6年4月実施)

宮城県登米市役所 総務部総務課財産係

目 次

一般競争入札物件			2
一般競争入札の流れ			4
一般競争入札実施要領			5
入札心得			10
入札物件概要			12
売買契約書			39
一般競争入札申請様式 】			
• 一般競争入札参加申请	込書		53
• 委任状(入札代理用)			54
• 入札書			55
• 入札保証金還付(振達	込)依頼書		56
• 譲渡申請書			57
• 委任状(譲渡申請·克	売買契約等の手続	き用) …	58

一般競争入札物件

番号	区分	所 在	地目	地積	最低売却価格
物件1	土地	登米市豊里町平林 102 番 1 登米市豊里町平林 102 番 6 登米市豊里町平林 103 番 登米市豊里町平林 111 番 2 登米市豊里町平林 111 番 19 登米市豊里町平林 111 番 21	山林 公衆用道路 山林 原野 山林 原野	22, 128 ㎡ (約 6, 694 坪)	3, 873, 000 円

※1 m²=0.3025 坪、1坪未満は四捨五入

売 却 条 件

- (1) 平林 102 番 1 及び 103 番の境界確定については、落札者の費用負担において行うこと。
- (2) 境界に対する疑義や実測面積と公簿面積との間に差異が生じても、異議申し立てや売買代金の減額の請求はしないこと。
- (3) 宮城北部森林計画区域内にあるため、林地開発等を行う場合は、官公署への協議、届出等を適宜実施すること。

一般競争入札物件

番号	区分	所 在	地目	地積	最低売却価格
物件 2	土地	登米市米山町中津山字清水 11 番 105	宅地	424.81 ㎡ (約 129 坪)	2, 795, 000 円
物件 3	土地	登米市米山町中津山字清水 11 番 106	宅地	425. 54 ㎡ (約 129 坪)	2, 800, 000 円

※1 m²=0.3025 坪、1 坪未満は四捨五入

一般競争入札の流れ

令和6年3月18日(月)から 一般競争入札案内書の交付及び 令和6年4月12日(金)まで 参加申込書の受付 現地説明会(参加は任意) ※ 参加をご希望される方は、令和6年4月3日 (水)までに登米市総務部総務課財産係までご連 令和6年4月5日(金) 物件1:午前10時30分から正午まで 絡ください。 物件2、3:午後1時30分から午後3時まで ※ 連絡がない場合、現地説明会は開催しません。 ※ 現地説明会に参加しなくても入札に参加でき ます。 入札保証金の納付 令和6年4月15日(月)まで 各自が入札を行う金額の100分の5以上 (円未満切り上げ) 令和6年4月19日(金) 入札参加資格確認通知書送付 令和6年4月26日(金) 物件1:午後2時から (受付開始 午後1時30分から) 入札 登米市役所迫庁舎 1階 会議室 物件2:午後3時から (入札参加資格確認通知書持参) (受付開始 午後2時30分から) 物件3:午後4時から (受付開始 午後3時30分から) 落札者から譲渡申請書の提出 入札目と同日落札 申請書の提出は令和6年5月9日(木)まで \downarrow 契約の締結並びに契約保証金(契約保証金納入方式) の方のみ、契約金額の 100 分の 10 以上の金額) の 令和6年5月31日(金)まで 納付。一括支払方式の場合は契約締結と同時に契約 金額納付。 売買代金の納付(契約保証金納入方式の方) 契約締結の日から30日以内まで 契約保証金を除く残額を納付 所有権移転登記(市が行います。) ※ 抵当権設定等を伴う場合は、買受人が行ってく 売買代金完済後 14 日以内 ださい。

一般競争入札実施要領

1 入札参加者の資格及び入札の参加方法等

- (1)入札参加者の資格
 - 次に該当する者は、入札参加資格を有しない。
 - ① 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者(契約締結のために必要な同意を 得ている被補助人、被保佐人又は未成年者を除く。)及び破産者で復権を得ていない者
 - ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
 - ③ 次の各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - イ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ウ 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の 職務の執行を妨げた者
 - エ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - オ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に 当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - ④ 国税、県税及び市税を滞納している者
 - ⑤ 公有財産事務に従事する市の職員

(2) 入札参加者の資格の確認

① 入札に参加を希望する方は、一般競争入札参加申込書(以下「申込書」という。)を 提出し、入札参加資格の確認を受けてください。

なお、期限までに申込書を提出しない方又は入札参加資格がないと認められる方は、 入札に参加することができません。

- ② 入札参加資格の確認は、申込書の提出をもって行うものとします。
- ③ 入札参加資格の確認後、入札参加資格の有無を入札参加資格通知書により通知します。なお、入札参加資格を有しない者については、その理由を付して通知するものとします。
- ④ 入札参加資格を有しないとされた者は、当該通知を受けた日から起算して3日以内 に、書面をもって市に説明を求めることができます。
- ⑤ 上記の求めがあった場合において、当該請求に理由がないと認める場合にあっては 速やかに文書によりその旨を回答し、当該請求に理由があると認める場合にあっては 入札参加資格を有する者として当該入札に参加させる旨を通知します。
- (3) 財産売却一般競争入札案内書の交付期間及び方法

令和6年3月18日(月)~4月12日(金)までの土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで、登米市役所総務部総務課財産係(迫庁舎2階)において交付します。または、登米市ホームページからダウンロードしてください。

(4) 提出書類

- ◇一般競争入札参加申込書(使用印鑑は印鑑登録のあるもの)
- ◇添付書類(各証明書は発行後3ヶ月以内のものを添付してください。)
 - 個人 ①住民票、②印鑑証明書、③本籍地の市町村長の発行する身分証明書、 ④身分証(運転免許証、健康保険被保険者証の写し等)、⑤国、県及び 市税の納税証明書(各1通)
 - ※③の身分証明書は④の運転免許証等の写しではありません。
 - 法人①法人登記簿謄本、②代表者の印鑑証明書、③国、県及び市税の納税 証明書(各1通)
- ※ 複数の物件に対して参加申込みする場合は、2枚目以降の参加申込書に添付する書類を省略できるものとします。

(5) 申込書の提出期間、場所及び方法

令和6年3月18日(月)~4月12日(金)までの土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までに、登米市役所総務部総務課財産係まで持参してください。

≪提出先≫

- · 登米市役所 総務部 総務課 財産係 (迫庁舎2階)
- · 〒987-0511 宮城県登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1
- ・電 話 0220-22-2091 (内線 1412)
- FAX 0220-22-3328

(6) 入札保証金

- ① 入札に参加される方は、各自の入札を行う金額の100分の5以上(円未満切り上げ) に相当する金額の入札保証金が必要です。
- ② 入札保証金は、令和6年4月15日(月)までに、登米市が指定する銀行口座に振り込んでいただきます(振込手数料は入札参加者の負担となります)。
 - (注) イ 落札されなかった方の入札保証金は、入札終了後還付します。
 - ロ 落札者の入札保証金は、売買契約締結日まで還付しません。
 - ハ 納付を受けた入札保証金を還付する場合は、利息を付しません。
 - 二 落札者が、登米市が指定した日までに契約を締結されない場合、落札は無効 となり入札保証金は登米市に帰属し還付できませんので、ご注意ください。

≪入札保証金振込先≫

金融機関名 みやぎ登米農業協同組合 本店

口座番号 普通 000053

ロ 座 名 登米市会計管理者(トメシカイケイカンリシャ)

(7) 現地説明

	日時	場所
物件1	令和6年4月5日(金) 午前10時30分から正午まで	登米市豊里町平林 102番1ほか
物件 2 物件 3	令和6年4月5日(金) 午後1時30分から午後3時まで	登米市米山町中津山字清水 11 番 105 登米市米山町中津山字清水 11 番 106

- (注) イ 参加をご希望される方は、令和6年4月3日(水)までに登米市総務部総務 課財産係(電話:0220-22-2091(内線1431))までご連絡ください。
 - ロ 連絡がない場合、現地説明会は開催しません。
 - ハ 現地説明会に参加しなくても入札に参加することができます。

2 入札

(1) 入札の日時、場所

	日時	場所
物件1	令和6年4月26日(金)午後2時から (受付1時30分から1時50分まで)	
物件2	令和6年4月26日(金)午後3時から (受付2時30分から2時50分まで)	登米市役所迫庁舎 1階 会議室
物件3	令和6年4月26日(金)午後4時から (受付3時30分から3時50分まで)	

- (注) イ 入札心得を十分お読みのうえご参加ください。
 - ロ 受付は、入札開始時間の30分前から行います。
 - ハ 入札時間に遅れると入札に参加できませんので、ご注意ください。

(2)入札時の持参品等

- ◇入札参加資格通知書(市役所から発送した通知書)
- ◇印鑑(入札書と同一の印鑑)
- ◇銀行の振込み受付書等入札保証金を振り込んだことを証明する書類
- ◇入札保証金還付 (振込) 依頼書
- ◇委任状 (代理人の場合のみ)

(3)入札の方法

- ① 入札者は、入札書を作成し、指定の日時に指定の場所に持参し提出しなければなりません。郵送による入札は認めません。
- ② 一旦提出した入札書は、引き換え、変更又は取消すことができません。
- ③ 代理人をもって入札する場合は、入札前に委任状を入札の執行を担当する職員に提出しなければなりません。
- ④ 開札は、入札締切後直ちに行います。
- ⑤ 入札回数は、1回とします。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ① 入札に参加する資格がない者の入札、又は委任状を提出していない代理人 の入札
- ② 記名押印がない入札
- ③ 金額を訂正した入札又は入札金額その他必要事項を確認しがたい入札
- ④ 同一入札事項について同一人が同時に2通以上の入札書を提出した入札
- ⑤ 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ⑥ 最低売却価格に達しない金額での入札
- ⑦ 入札に関し、不正の利益を得るために連合その他の不正の行為をした者の入札
- ⑧ 入札関係職員の指示に従わない者、入札会場の秩序を乱した者の入札

(5) 落札者の決定

- ① 最低売却価格以上の価格で入札した方のうち、最高の価格をもって入札した者を落 札者とします。
- ② 上記に該当する者が2人以上あるときは、直ちにくじ引きによって落札者を決定します。

3 契約の締結等

(1) 譲渡申請書の提出

落札者の方には、落札後速やかに譲渡申請書(使用印鑑は印鑑登録のあるもの)を提出していただきます。

(2) 売買代金

売買代金は、落札が決定した入札書記載の価格となります。

(3) 売買契約の締結

売買契約の締結は、令和6年5月31日(金)までに行います。

4 売買代金の支払い方法

支払方法は、次の(1)または(2)のいずれかを選択していただきます。

- (1) 売買契約締結時に売買代金全額を支払う方法 この場合、契約保証金は不要です。なお、入札保証金は、売買代金に充当します。
- (2)売買契約締結時に契約保証金として売買代金の100分の10以上(円未満切り上げ、入札保証金は契約保証金に充当します。)に相当する金額を市に納入していただき、残額を市の指定する方法により支払う方法

この場合、契約締結の日から30日以内に支払わなかった場合には、契約は無効となり、 契約保証金は登米市に帰属して返還できませんので、ご注意ください。

5 所有権の移転登記

(1) 所有権は、売買代金の完済後に移転するものとし、土地は所有権移転日から14日以内に引き渡します。

- (2) 所有権の移転登記は売買代金の完済後、市が行います。 ただし、抵当権設定等が伴う場合は購入者に行っていただきます。
- (3) 売買契約書(登米市保管のもの1部)に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な 登録免許税は、買受者の負担になります。

6 その他

- (1) 契約締結後、売買物件に種類、品質、数量に関して契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、原則として売買代金の減免請求若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできません。
- (2)入札物件は、事業により予告なく入札を変更し、又は中止することがあります。なお、この場合、入札に参加した費用(調査費等)は補償しません。

【当該入札物件に関するお問い合わせ先】

宮城県登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1 登米市役所(迫庁舎2階) 総務部総務課財産係

電話:0220-22-2091 (総務課直通)

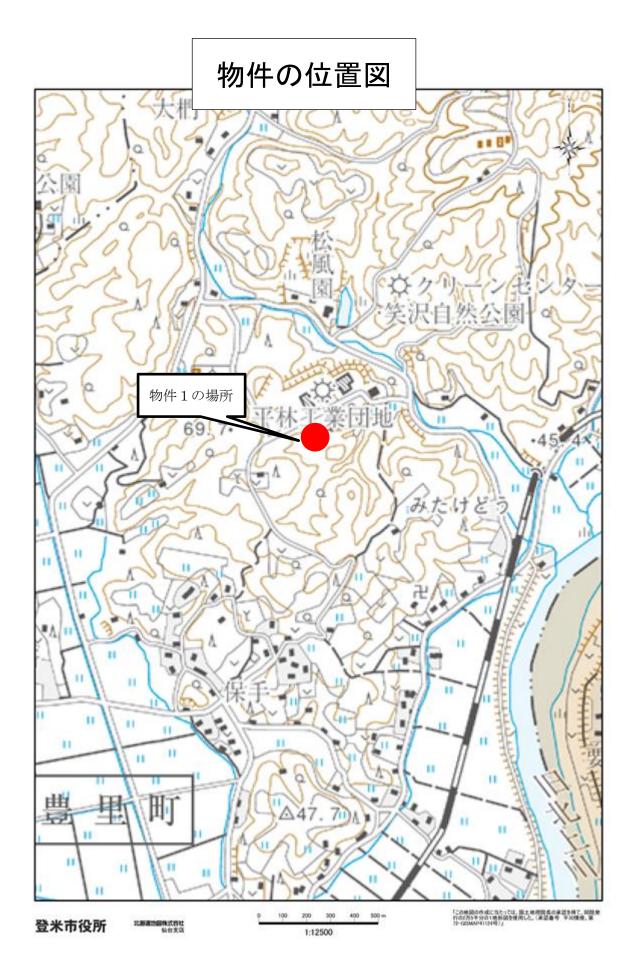
入 札 心 得

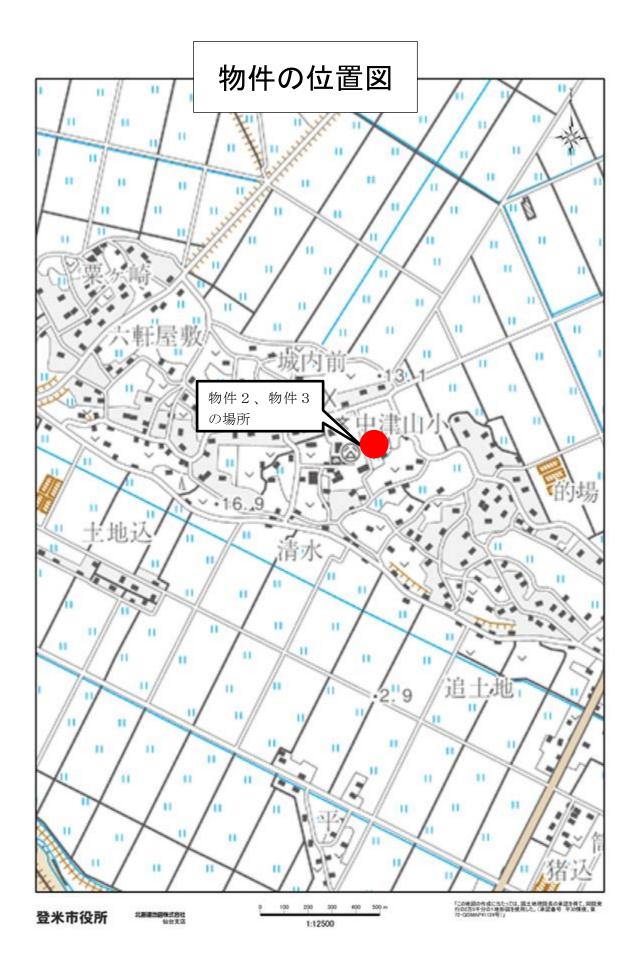
- 第1条 競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、一般競争入札実施要領(以下「実施要領」という。)、本入札心得、入札物件概要及び契約書を熟覧し、現場を確認の上入札してください。この場合において図面及び契約書案等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができます。
 - 2 入札書は、代理人により入札させるときは、その委任状を提出させてください。
 - 3 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理を立て ることはできません。
- 第2条 現物と公示数量が符合しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできません。
- 第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはなりません。
 - 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又 は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。
 - 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。
- 第4条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行する ことが出来ないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の 執行を延期し若しくは取りやめることがあります。
- 第5条 入札者は、令和6年4月15日(月)までに入札保証金として、入札金額の100分の5以上(円未満切り上げ)に相当する金額を登米市が指定する口座に振り込まなければなりません。
- 第6条 入札書には、入札件名、入札金額、入札年月日並びに入札者の住所及び氏名(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名)を記載し、入札者の印(法人の場合は、社印及び代表者の印)を押印してください。ただし、代理人による場合は、被代理人の住所、氏名を代理人欄に記載し、代理人が記名押印してください。
- 第7条 入札参加者は、入札書をいったん提出した後は、開札の前後を問わず、引き換え、変更 又は取消しをすることはできません。入札者の意思表示の内容は、入札書に表示された 文字により判断しますから、見積誤り、書き誤り、その他の動機等の錯誤等を理由とし て入札の無効を主張することはできません。
- 第8条 次の各号の一に該当する場合は、当該入札者の入札は無効とします。
 - 1 実施要領1の(1)により、入札参加資格のないものが入札したとき。
 - 2 一般競争入札参加申込書を提出していないとき。
 - 3 第5条に定める入札保証金の払込みを、登米市が指定する期日までに完了しなかったと き。
 - 4 入札金額を記載していない又は入札金額が訂正されているとき。
 - 5 入札書に記名又は押印のいずれかを欠くとき。
 - 6 入札書の内容が誤字又は脱字等により意思表示が不明瞭のとき。
 - 7 委任状を入札前までに提出していない代理人が入札したとき。
 - 8 2 通以上の入札書をもって入札したとき。
 - 9 明らかに連合によると認められるとき。

- 10 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をしていると認め られるとき。
- 11 入札に際し、他人の競争を妨げ又は係員の職務の遂行を妨害したとき。
- 12 その他の入札に関する条件に違反したとき。
- 第9条 開札は、入札終了後直ちに、入札者の面前で、最高価格入札者及びその入札金額のみを 公表します。
- 第 10 条 有効な入札をした者のうち、最低売却価格以上で最高の価格の入札をした者を落札者と します。
- 第11条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者 にくじを引かせて落札者を決定します。
 - 2 前項の場合において、当該入札者のうち出席しない者、又はくじを引かない者がある場合は、入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。
- 第12条 入札保証金は、落札されなかった方については入札終了後還付します。なお、事務手続き上、還付までに20日程度を要し、振込口座は入札保証金還付(振込)依頼書のとおりとします。
 - 2 落札者の入札保証金は、第 15 条に定める契約保証金に充当します。ただし、落札者が 売買代金全額を契約締結時に支払う場合には、売買代金に充当します。
- 第13条 落札者は、交付された契約書の案に登米市が指定した日までに契約を締結しなければなりません。
 - 2 落札者が前項に規定する期間までに契約を締結しない場合には、その落札は無効となり、 入札保証金は登米市に帰属します。
- 第 14 条 落札者は、契約締結までに契約保証金として売買代金の 100 分の 10 以上(円未満切り上げ)相当する金額を、登米市の指定する方法により納めなければなりません。ただし、落札者が売買代金全額を契約締結時に支払う場合には、契約保証金は免除します。
- 第15条 前条の契約保証金は、売買代金に充当します。
- 第16条 入札をした者は、入札後、実施要領、本入札心得、入札物件概要及び契約書等について の不明を理由として異議を申し立てることはできません。
- 第17条 本心得に定めのない事項は、すべて登米市の規程の定めるところにより処理します。

入 札 物 件 概 要

- 1 本物件概要は、入札参加者が現地を確認される上での参考資料です。
- 2 物件に関し、**本市は隣接者などとの交渉や手続きは行いません。**
- 3 物件の埋設物調査、地盤調査及び土壌調査は行っていません。 埋設物等があった場合の撤去及び処分等が必要な場合は、購入者が 行ってください。
- 4 境界杭を埋設しており**現状のままの引渡しになります。境界杭の補修や** 打ち直しは行いません。
- 5 物件(土地又は土地建物)は現状有姿での引き渡しとなります。売却前後において市で整地等は行いません。
- 6 必ず事前に現地を確認してください。
- 7 開発に当たっては、建築基準法、その他法令、条例に従って適切に 行ってください。





物 件 概 要

						_			
【土均	也]								
物件	番号	1	所在	生地	登米市豊里町平林 102 番 1 、102 番 6 、103 番、111 番 2、111 番 19、111 番 21				
面	積	22	22, 128 m²			E	1	山林、公衆用道路、原野	
	ł	 最低売却価	格				•	3, 873, 000 円	
接面道の状況		・北側に	上側に市道平林2号線						
法令等る制限	等によ	都市計画	区域外						
私道等 事項	の負担に	こ関する	負担	担の有	無		無		
	区	\rightarrow	利用可能な 施設		配管等の状況			事業者名	
供		,,						電話番号	
給	電気		東北電力		無		東北電力(コールセンター)		
処		7,7,7					0120-175-466		
理施	ガニ	スプロル	プロパンガス 無						
設	ا ماد ا	登米	登米市上下水 道部		無		登米市水道お客様センター		
状	上水泊	道部					0120-023-151		
況	下水泊	首 海ルは	#	無			登米市上下水道部下水道施設課		
	1.71/1	브 (커기니)	浄化槽 無				0220-52-3320		
地勢な	ど		・浸水想定区域外、土砂災害警戒区域外(詳細は登米市 HP にて確認してく ださい。)						
現地ま	での交		民バス(竹						
機関		-	幸自動車道 577772222					. 8 km	
	→ □ , → ¤	_		(御岳雪	堂駅) から約 1.6 km				
・ 登米	中氏病	完へ 約13	3. 2 km						

- ・登米市役所豊里総合支所へ 約3.3 km
- ・豊里小中学校へ 約4.0 km
- ・登米警察署へ 約7.6 km

【土地	【土地】									
物件	番号		2	所在	主地	登米市米山町中津山字清水 11 番 105				
面	積		424	1. 81 m²		地	E		宅 地	
最低売却価格									2, 795, 000 円	
接面道の状況				上側に全幅約 3.5mの舗装道 所側に全幅約 4.0mの舗装道						
法令等る制限	•	都	市計画区	工 域外						
私道等の負担に関 事項			する	負:	担の有	無		無		
	区分			用可能な 配2 配2		管等の状況			事業者名	
供			所					東北電力		
給処	電	贰	東北電	東北電力		有		70120-175-466 (コールセンター)		
理施	ガニ	ス	プロパ	ンガス	無					
設	上水泊	光	登米市上下水		4111-	無		登米市水道お客様センター		
状	上小江	旦	道部					0120-023-151		
況	下水泊	首	農業集		有			登米市上下水道部下水道施設課		
	1 /1//		(区域		, ,				-52-3320	
地勢な	地勢など				外、土	:砂災害警	戒区	域外	(詳細は登米市 HP にて確認してく	
ださい。)					\ 					
-	での交	进		・市民バス(中津山小学校前停留所)から約0.1 km ・三陸自動車道(桃生豊里IC)から約13.2 km						
機関										
•	市民病院	さへ			(座)	ī豊里駅)	ハック) ボリ 9. 5	7 КШ	

- 登米市民病院へ 約8.8 km
- ・登米市役所米山総合支所へ 約2.8 km
- ・中津山小学校へ 約 0.1 km
- ・米山中学校へ 約2.6 km
- ・佐沼警察署へ 約10.2 km

【土地	【土地】									
物件	番号		3	所在	主地	登米市米山町中津山字清水 11 番 106				
面	積		424	1. 81 m²	81 m²		E		宅 地	
最低売却価格									2,800,000円	
接面道の状況				上側に全幅約 3.5mの舗装道 両側に全幅約 4.0mの舗装道						
法令等 る制限	•	都	市計画区	域外						
私道等の負担に関 事項			する	負:	担の有	無		無		
	区分			J用可能な 配 施設 配		管等の状況			事業者名	
供			所					電話番号 東北電力		
給処	電	贰	東北電	東北電力		有		0120-175-466 (コールセンター)		
理施	ガ	ス	プロパ	ンガス	無	無				
設	上水流	光	登米市上下水		4111-	無		登米市水道お客様センター		
状	上//\7	旦	道部	部				0120-023-151		
況	下水流	首	農業集		有			登米市上下水道部下水道施設課		
	1 / 3 * 2		(区域		, ,				-52-3320	
地勢な	地勢など				外、土	:砂災害警	戒区	域外	(詳細は登米市 HP にて確認してく	
ださい。) 現地までの交通 ・市民バス (中海					津山小学校前停留所)から約 0.1 km					
現地は 機関	こでの父	進				子仪則停 :豊里IC				
(茂)						:豆里IC i豊里駅)				
- 登米	市民病	<u></u> 完へ	-		(PEI)	五二四八	W . 4	7/1/3 0.0	· KIII	

- 登米市民病院へ 約8.8 km
- ・登米市役所米山総合支所へ 約2.8 km
- ・中津山小学校へ 約 0.1 km
- ・米山中学校へ 約2.6 km
- ・佐沼警察署へ 約10.2 km

物件1 登米市豊里町平林102番1ほか5筆(航空写真)



※ 赤線内が物件です。なお、赤線は参考までに概ねの土地の範囲を示したものであり、実際の境界とは異なる場合があります。

(現地写真)

1



2



物件2 登米市米山町中津山字清水11番105、11番106(航空写真)



※ 赤線内が物件です。なお、赤線は参考までに概ねの土地の範囲を示したものであり、実際の境界とは異なる場合があります。

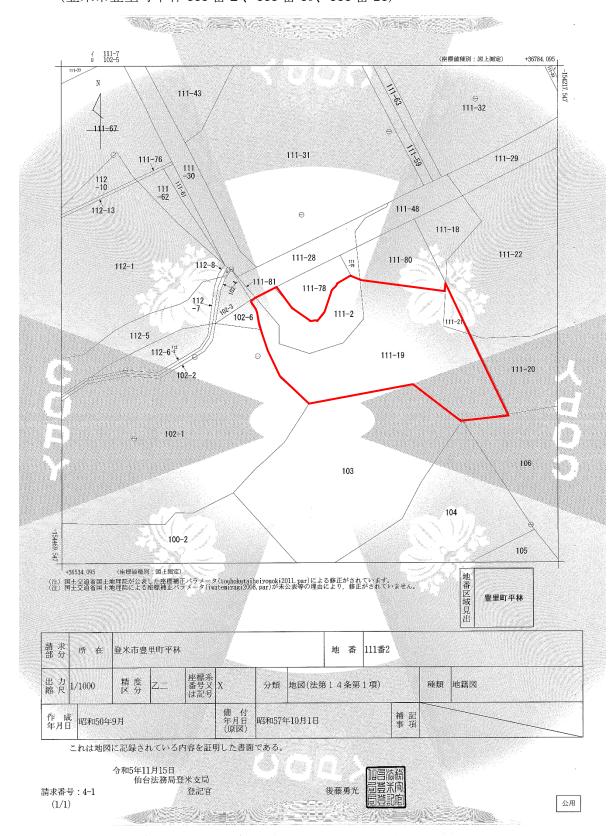
(現地写真)



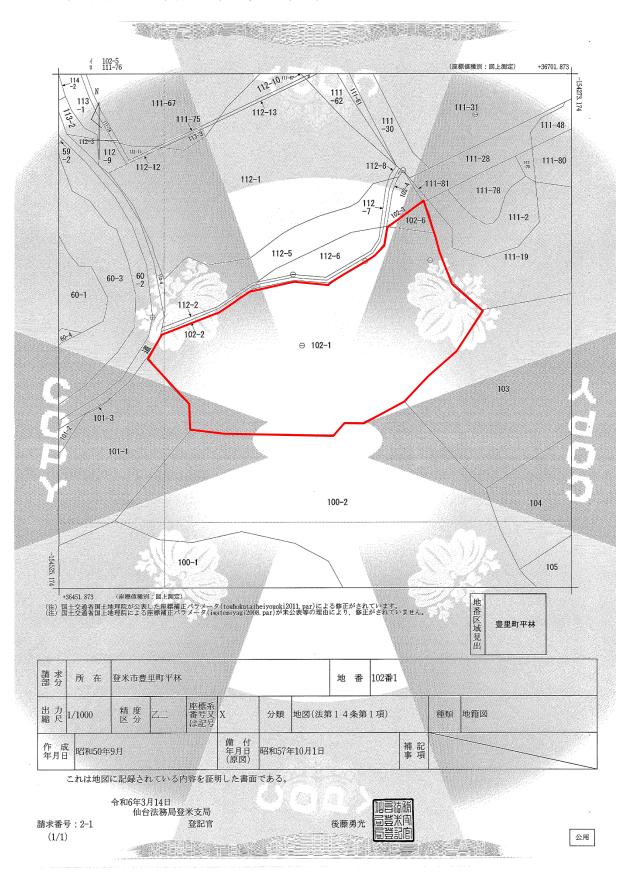


≪公図・登記簿等≫

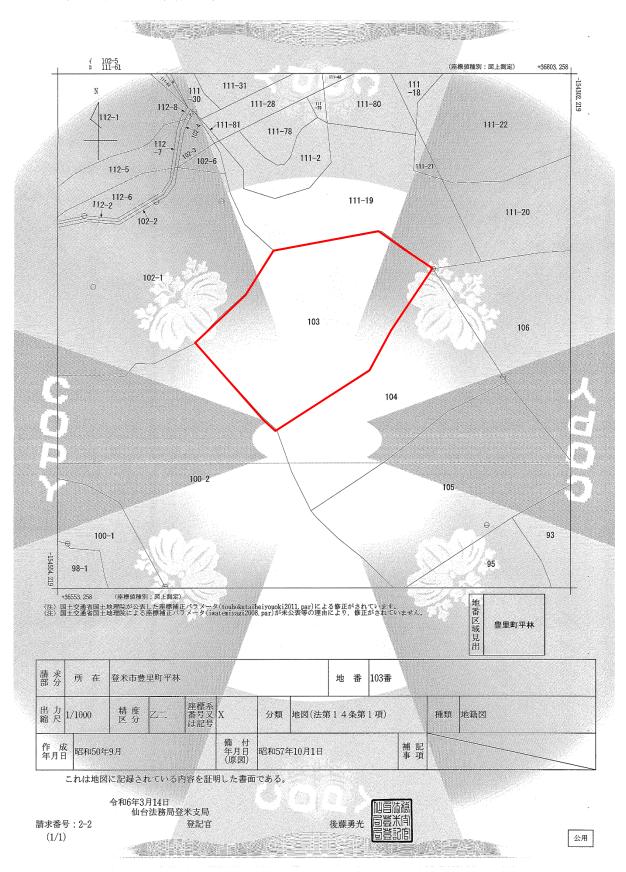
物件 1 登米市豊里町平林 102 番 1 ほか 5 筆(登米市豊里町平林 111 番 2、111 番 19、111 番 21)



(登米市豊里町平林102番1、102番6)



(登米市豊里町平林 103)



表是	題 部	(土地の表示)		調製	平成7年7	月27日		不動産番号	3704000111489
地図番号	K 1 2	1 3	筆界特定	E E	白	i i i			
所 在	登米郡豊」	里町平林					余	白	
	登米市豊島	里町平林						t17年4月 t17年5月	1 日行政区画変更 1 9 日登記
① ±	b 番	②地 目	3	地	積	mî	Man.	原因及びも	その日付〔登記の日付〕
102番		山林			595	0	余	百	
102番1	liga da	余百			1026	8	①3 国土	日不詳一部地 102番1、 -調査による原 3和54年5月	102番2に分筆
余白		<u>条 白</u>		14	986	1	1 2410	02番1、1	1 0 2 番 3 に分筆 1 9 日〕
公		余 自	余 白			: : -	の規	063年法務省 記定により移言 は7年7月27	

権利	部 (甲区) (所有	権に関する事	項)
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
	所有権移転	平成4年3月25日 第901号	原因 平成4年3月19日売買 所有者 登 米 郡 豊 里 町 順位7番の登記を移記
	(杂白)	余自	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成7年7月27日
2	所有権移転	平成18年1月26日 第711号	原因 平成17年4月1日合併による承継 所有者 登 米 市



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和5年5月29日 仙台法務局登米支局

登記官

後藤勇光

心言結構 同些米自 同些記憶

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D89795 (1/6)

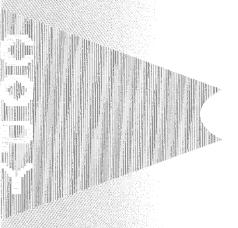
公用 宮城県登米市豊里町平林102-6

全部事項証明書

(土地)

表是	題 部	(土地の表示)	,	調製	余 白		不動産番号	3704001137034		
地図番号	K 1 3		筆界特!	定金	白					
所 在	所 在 登米市豊里町平林						余			
① ±	也 番	②地 目	3	地	積	mi	原因及び	『その日付〔登記の日付〕		
102番6)	公衆用道路		10000	1	7 5	102番3から 〔令和5年10			

権利	部(甲区)(所有	権に関する事	項)
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
	所有権移転	平成18年8月21日 第8051号	原因 平成17年4月1日合併による承継 所有者 登 米 市 順位2番の登記を転写 令和5年10月23日受付 第6867号





これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和5年11月15日 仙台法務局登米支局

登記官

後 藤 勇 光



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D03040 (3/6)

表	題 部	(土地の表示)		調製	平成7年7	7月27日		不動産番号	3704000111494
地図番号	K 1 3		筆界特定	E 余	白		:-		
所 在	登米郡豊島	<u>里町平林</u>				:	余	白	
	登米市豊!	图叮平林					1	戊17年4月 戊17年5月	日行政区画変更 9日登記
① t	也 番	②地 目	3	地	積	m²	Man.	原因及びる	その日付〔登記の日付〕
103番		山林			3 5 7	7 0	余	白	
全国	14 Jan Laun 20 - San	(余百)			6 2 9	7.1	国。	普誤 上調査による6 宮和 5 4年 5 月	
(余/白)		条目	余白				の表	1163年法務省 規定により移言 艾7年7月20	10. 75. 75. 77. 77. 77. 77. 77. 77. 77. 77

権利	部(甲区)(所有	権に関する事	項)
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
	所有権移転	平成4年3月25日 第902号	原因 平成4年3月19日売買 所有者 登 米 郡 豊 里 町 順位4番の登記を移記
	深 有	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成7年7月27日
2	所有権移転	平成18年1月26日 第711号	原因 平成17年4月1日合併による承継 所有者 登 米 市



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和5年6月6日 仙台法務局登米支局

登記官

後 藤 勇



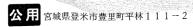
* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D89954 (1/6)

表	題 部	(土地の表示)		調製	平成7年7	月27日	不動産番号	37040001	1 1 5 0 4
地図番号	K 1 3		筆界特別	定余	白				
所 在	登米郡豊里	里町平林			,,		余白		
登米市豊里町平林						平成17年4月1 平成17年5月1	1日行政区画変更 19日登記		
1 1	也番	②地 目	3	地	積	m²	原因及びそ	その日付〔登記の日	付)
111番2		<u>///</u>			3 2 9 0	5	111番から分類 国土調査による原 [昭和54年5月	 果	
余白		原野	余白				②昭和57年月日 〔昭和58年7月		
余白		余白			1769	1	③111番2、1 2に分筆 [昭和62年7月	1 1 1番1 0ないし 月1 3 日〕	111番
余百		余白			1045	0	③111番2、1 分筆 〔平成1年7月2	111番21、11	1番220
余白		余白	- Billion		169	6	③111番2、 4に分筆 〔平成1年11月	1 1 1 番 2 8 ないし 月 2 1 日〕	111番
余白		余白	余 白			or the second	昭和63年法務省 の規定により移言 平成7年7月27		2 条第 2 1
余白		余白	·		1 0 8	3	③111番2、1 分筆 〔令和5年10月	111番78、11	1番791

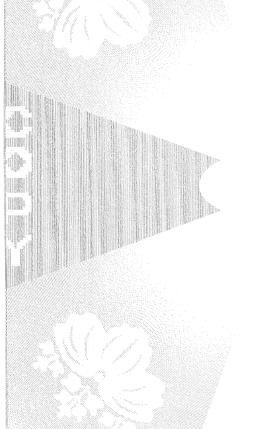
権利	部 (甲区) (所有	権に関する事	項)
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	大正5年4月21日 第2135号	原因 大正5年1月20日寄付 所有者 登 米 郡 豊 里 町 順位1番の登記を移記
	余 自	余 自	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成7年7月27日
2	所有権移転	平成18年1月26日 第712号	原因 平成17年4月1日合併による承継 所有者 登 米 市





全部事項証明書

(土地)



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和5年11月15日 仙台法務局登米支局

登記官

後 藤 勇

同豐米自

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D03040 (4/6)

《13 登米郡豊里 登米市豊里 番		筆界特定	地	育	mî	(余) 自 平成17年4月1日行政区 平成17年5月19日登記 原因及びその日付 [3	
登米市豊里番	L町平林 ②地 目	3	地	積	m²	平成17年4月1日行政区间 平成17年5月19日登記	
番	②地 目	3	地	積	mî	平成17年5月19日登記	
		3	地	積	mî	原因及びその日付〔3	登記の日付〕
5	山林						
11 - 11 - 11 m	een			6623	3	111番1から分筆 (平成1年7月24日)	
	金白			5631		③111番19、111番 に分筆 〔平成1年11月27日〕	48、111番49
	金白	余白				昭和63年法務省令第375 の規定により移記 平成7年7月27日	号附則第2条第2項
	余 白			4 5 6 3		③111番19、111番 に分筆 〔令和5年10月27日〕	80、111番81
		余自	(余·自) (余·自)	条 自 条 自	(条自) (条自) 4563	(余百) (余百) (余百) (余百) (余百) (余百) (余百) (余百)	(金) (3) 1 1 1 番 1 9、1 1 1 番 に分筆 (平成1年1 1月27日) (金) 昭和63年法務省令第37号の規定により移記 平成7年7月27日 (金) (3) 1 1 1番 1 9、1 1 1番 に分筆 (令和5年10月27日)

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	大正5年4月21日 第2135号	原因 大正 5年 1月 2.0 日寄付 所有者 登 米 郡 豊 里 町 順位 1番の登記を移記
	杂 自	余自	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成7年7月27日
2	所有権移転	平成18年1月26日 第711号	原因 平成17年4月1日合併による承継 所有者 登 米 市



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和5年11月15日 仙台法務局登米支局

登記官

後 藤 勇



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D03041 (1/3)

表	題 部 (土地の表示)	調製 平成7年7月271	日 不動産番号 3704000111517		
地図番号	K 1 3	筆界特定 余 白			
所 在	登米郡豊里町平林		余白		
	登米市豊里町平林		平成17年4月1日行政区画変更 平成17年5月19日登記		
① ±	也 番 ②地 目	③ 地 積 ㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕		
111番	2.1 原野	1 5 5	111番2から分筆 [平成1年7月24日]		
(余/首)		余 自	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成7年7月27日		

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
N .	所有掩移転	大正5年4月21日 第2135号	原因 大正5年1月20日寄付 所有者 登 米 郡 豊 里 町 順位1番の登記を移記
	余日	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2頃 の規定により移記 平成7年7月27日
2	所有権移転	平成18年1月26日 第712号	原因 平成17年4月1日合併による承継 所有者 登 米 市



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はな

令和5年5月29日 仙台法務局登米支局

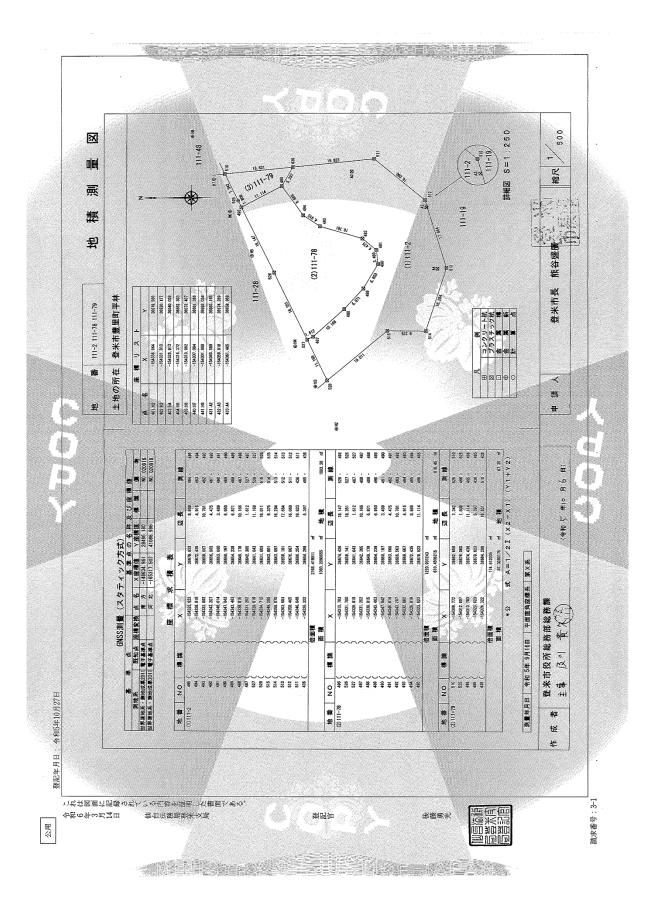
登記官

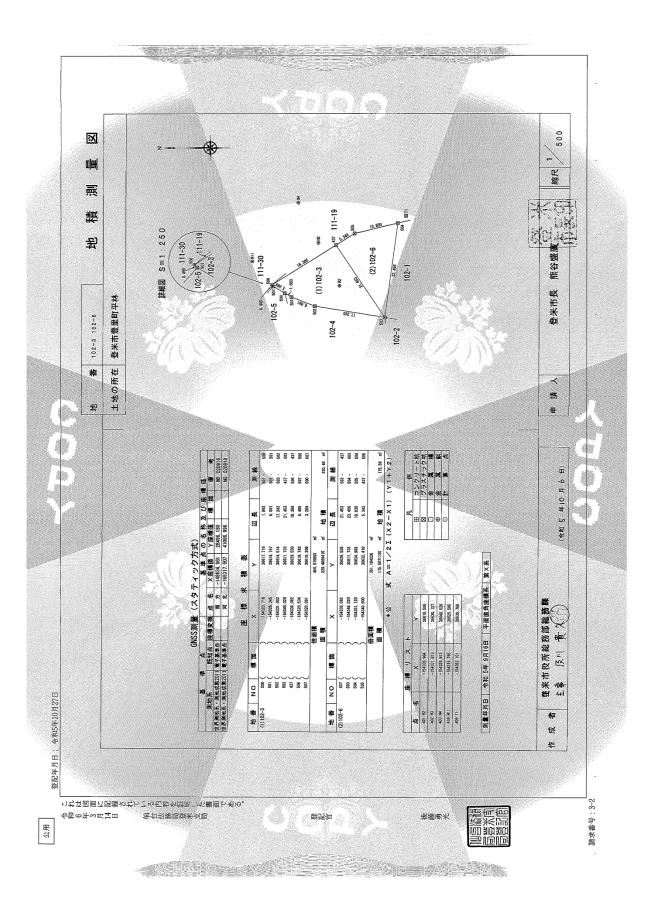
後 藤 勇 光

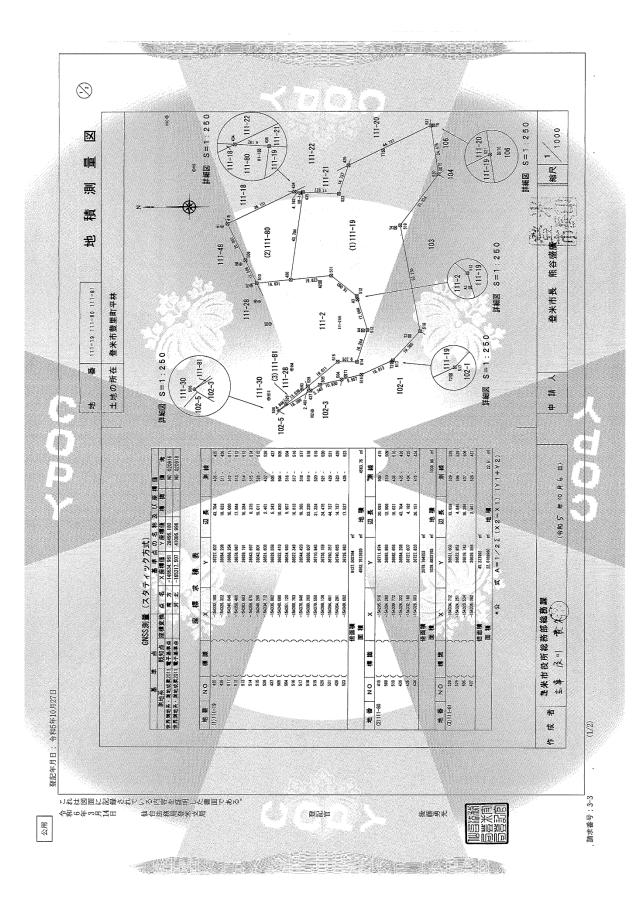


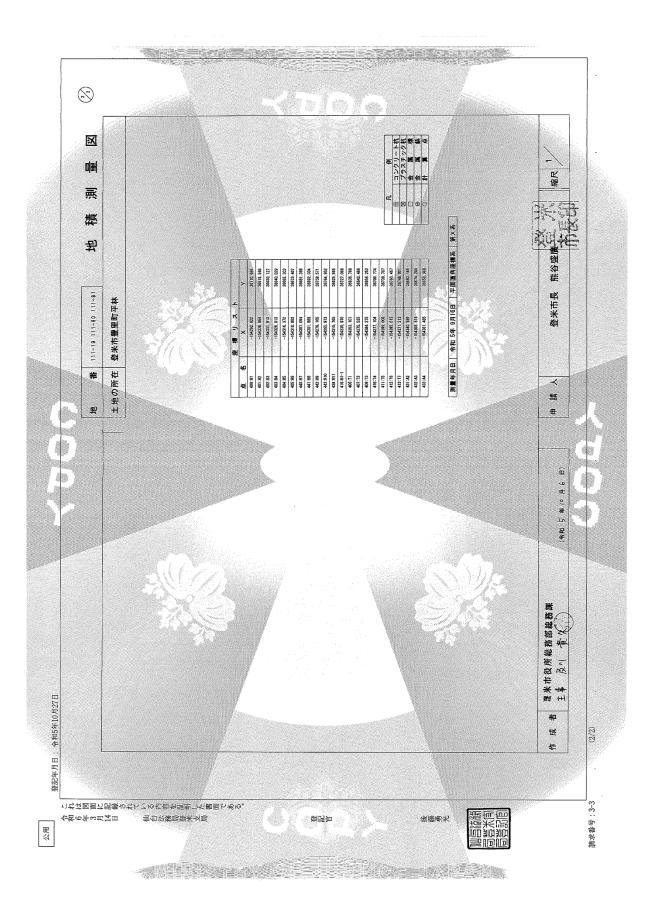
* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

とをがす。 整理番号 D89796 ((3/6))

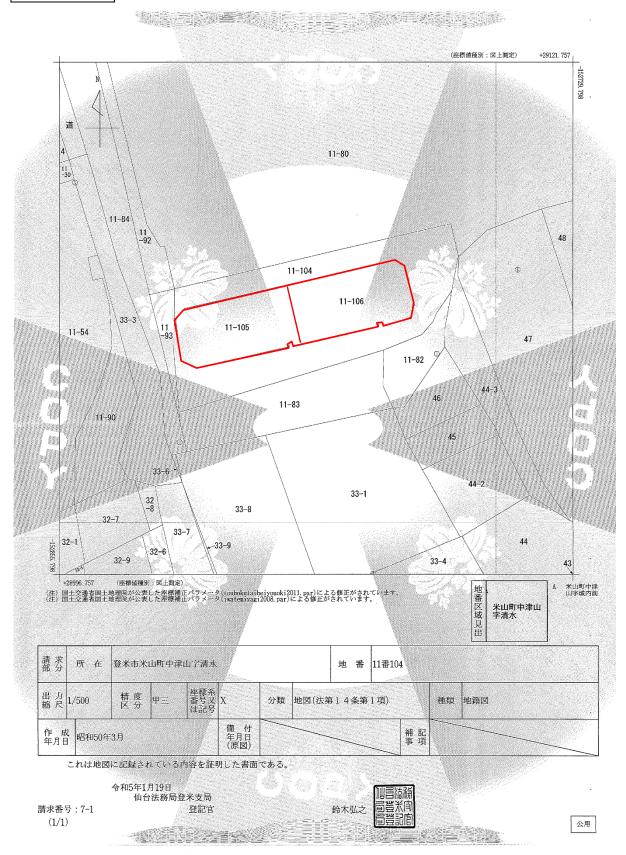








物件2、物件3 登米市米山町中津山字清水11番105、11番106



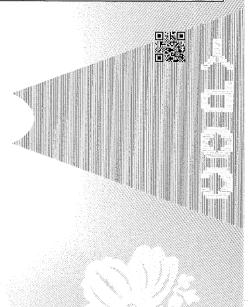
公用 宮城県登米市米山町中津山字清水 1 1 - 1 0 5

全部事項証明書

(土地)

表 題 部	(土地の表示)	調製	余 白	不動産番号	3704001136104
地図番号 W14-	- 1	筆界特定 🚓	白		
所 在 登米市場	米山町中津山字清水			余白	
① 地 番	②地 目	③ 地	積 mi	原因及びも	その日付 [登記の日付]
11番105	宅地		4 2 4 8 1	11番83から分	

権利	部(甲区)(所有	「権に関する事	項)
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
	所有権移転	平成18年2月6日 第1030号	原因 平成17年4月1日合併による承継 所有者 登 米 市 順位2番の登記を転写 令和5年1月18日受付 第190号



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和5年1月19日 仙台法務局登米支局

登記官

给 木 弘

心 同 造 形 向 造 記 信

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

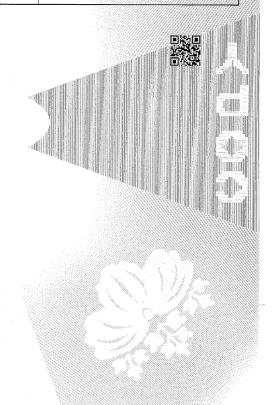
整理番号 D86911 (-1/2)

表影	·····································	(土地の表示)		調製	余白	不動産番号	370400113	6.1.0
20 1	24 HP	(工元の仮が)		D14 255		「到座田石	370400113	010
地図番号	W14-1		筆界特定	金	白			
所 在	登米市米山	山町中津山字清水				余白		

権利部(甲区)(所有	権に関する事	項)
順位番号 登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1 所有権移転	平成18年2月6日 第1030号	原因 平成17年4月1日合併による承継 所有者 登 米 市 順位2番の登記を転写 令和5年1月18日受付 第190号

425 54

11番83から分筆 〔令和5年1月18日〕



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和5年1月19日 仙台法務局登米支局

11番106

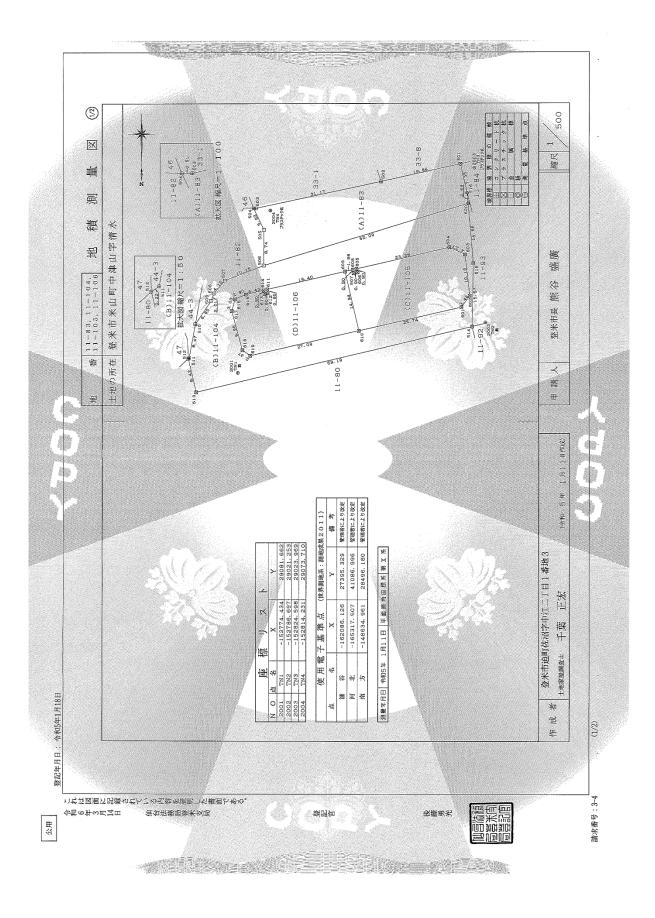
登記官

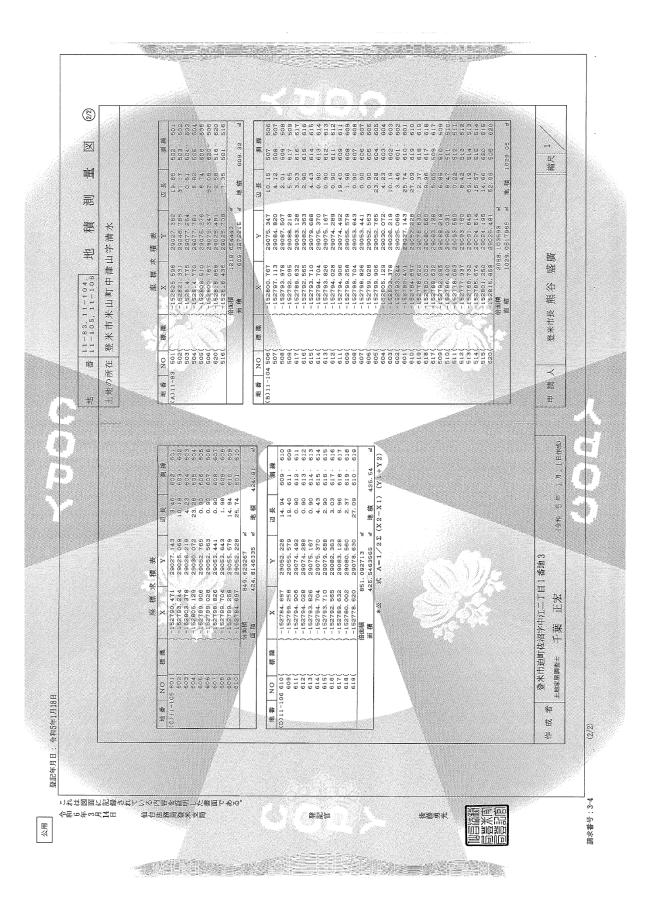
鈴 木 弘

心言為務 宣誓狀序 同些記官

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D86911 (2/2)





売 買 契 約 書

登米市所有の財産の売買に関し、登米市(以下「甲」という。)と「乙」という。)との間に、以下のとおり売買契約を締結する。

(以下

(売買物件)

第1条 甲は、記載の土地(及び建物)(以下「売買物件」という。)を現状有姿で乙に売り渡し、 乙は、これを買い受けるものとする。

所 在	地 目	地積	備考

(売買代金)

第2条 売買物件の代金は、金

円とする。

(入札保証金の売買代金への充当)

第3条 乙が既に納入している入札保証金 金

円を前条に定める代金

の一部に充当するものとする。

(代金の支払い)

第4条 乙は、売買代金のうち前条に定める入札保証金を除いた金 締結と同時に甲の指定する方法により、甲に支払わなければならない。 円を、本契約の

(所有権の移転及び物件の引渡し)

第5条 売買物件の所有権は、乙が前条に定める売買代金を甲に支払ったときに乙に移転し、甲は、売買物件の所有権が乙に移転したときに、乙に売買物件を引き渡すものとする。

(所有権移転登記)

- 第6条 所有権移転登記は、売買物件の所有権が乙に移転し引渡しが完了した後に甲が行うものとする。ただし、抵当権等の権利を設定する場合は乙が行うものとする。
- 2 前項の登記に要する登録免許税等の費用は、乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第7条 乙は、本契約を締結した後において、売買物件に種類、品質、数量に関して本契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、売買代金の減免請求若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。ただし、乙が消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第1項に定める消費者に該当する場合は、売買代金の減免請求若しくは損害賠償の請求又は契約の解除について、引渡しの日から10年以内に甲に対して協議を申し出ることができるものとし、甲は協議に応じるものとする。

(公租公課)

- 第8条 本売買物件に賦課される公租公課については、第5条に定める引渡日以降の分は乙が、 負担するものとする。
- 2 前項の乙の負担すべき公租公課については、甲の指定する日までに、甲の指定する方法により甲に支払わなければならない。

(用途の禁止)

- 第9条 乙は、売買物件を次の各号の用途に供してはならない。
 - (1) 風俗営業法の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に定める風俗営業又は同上第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供する土地利用
 - (2) 騒音、振動、臭気その他周辺環境に支障を及ぼす土地利用
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に定める暴力団及びその構成員あるいは無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項の定めによる観察処分を受けた団体及びその団体の役員又は構成員の活動のために利用される等の公序良俗に反する土地利用

(契約の解除)

- 第10条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。 (違約金)
- 第11条 乙は、第9条に定める義務に違反したときは、売買代金の10分の1に相当する額を違 約金として甲に支払わなければならない。
- 2 乙は、第 10 条の定めによりこの契約が解除されたときは、売買代金の 10 分の 1 に相当する 額を違約金として甲に支払わなければならない。
- 3 前2項の違約金は第14条に定める損害賠償の予定又は一部と解釈しない。 (返還金等)
- 第12条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。
- 2 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。
- 3 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が売買物件等に支出した費用、有益費その 他一切の費用は返還しない。

(乙の原状回復義務)

- 第 13 条 乙は、甲が第 10 条に定める解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を現状に回復して返還しなければならない。
- 2 乙は、前項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、 売買物件の甲への所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第14条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないために損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

- 第 15 条 甲は、第 12 条第 1 項の定めにより売買代金を返還する場合において、乙が前条に定める損害賠償金を甲に支払う義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。 (権利義務の譲渡等の禁止)
- 第 16 条 甲又は乙は、相手方の事前の書面による承諾を得ないで、本契約に基づく相手方に対する権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供することができない。

(契約の費用)

- 第17条 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。 (信義、誠実の義務)
- 第18条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

(協議事項)

第19条 本契約に定めのない事項又は本契約に関して疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(管轄裁判所)

第20条 本契約に関して甲乙間に争いが生じたときは、仙台地方裁判所登米支部を管轄裁判所とする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 宮城県登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1 登米市長 熊 谷 盛 廣

 \angle

印

売 買 契 約 書

登米市所有の財産の売買に関し、登米市(以下「甲」という。)と「乙」という。)との間に、以下のとおり売買契約を締結する。

(以下

(売買物件)

第1条 甲は、記載の土地(及び建物)(以下「売買物件」という。)を現状有姿で乙に売り渡し、 乙は、これを買い受けるものとする。

所 在	地目	地積	備考

(売買代金)

第2条 売買物件の代金は、金

円とする。

(契約保証金)

第3条 乙は、本契約の締結と同時に、契約保証金として金 定する方法により甲に納めなければならない。

円を、甲の指

2 前項の契約保証金のうち、金

- 円は入札保証金より充当するものとする
- 3 第1項の契約保証金は、第14条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。
- 4 第1項の契約保証金には利息を付さない。
- 5 甲は、乙が次条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を前条に定める 売買代金に充当するものとする。
- 6 甲は、乙が次条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を甲に帰属させることができる。

(代金の支払)

- 第4条 乙は、売買代金のうち前条第1項に定める契約保証金を除いた金 円 を、甲の指定する方法により、本契約の締結の日から30日以内に甲に支払わなければならない。 (所有権の移転及び物件の引渡し)
- 第5条 売買物件の所有権は、乙が前条に定める売買代金を完済したときに乙に移転し、甲は、 売買物件の所有権が乙に移転したときに、乙に売買物件を引き渡すものとする。

(所有権移転登記)

- 第6条 所有権移転登記は、売買物件の所有権が乙に移転し引渡しが完了した後に甲が行うものとする。ただし、抵当権等の権利を設定する場合は乙が行うものとする。
- 2 前項の登記に要する登録免許税等の費用は、乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第7条 乙は、本契約を締結した後において、売買物件に種類、品質、数量に関して本契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、売買代金の減免請求若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。ただし、乙が消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第1項に定める消費者に該当する場合は、売買代金の減免請求若しくは損害賠償の請求又は契約の解除について、引渡しの日から10年以内に甲に対して協議を申し出ることが

できるものとし、甲は協議に応じるものとする。

(公租公課)

- 第8条 本売買物件に賦課される公租公課については、第5条に定める引渡日以降の分は乙が負担するものとする。
- 2 前項の乙の負担すべき公租公課については、甲の指定する日までに、甲の指定する方法により甲に支払わなければならない。

(用途の禁止)

- 第9条 乙は、売買物件を次の各号の用途に供してはならない。
 - (1) 風俗営業法の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に定める風俗営業又は同上第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供する土地利用
 - (2) 騒音、振動、臭気その他周辺環境に支障を及ぼす土地利用
 - (3)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に定める暴力団及びその構成員あるいは無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項の定めによる観察処分を受けた団体及びその団体の役員又は構成員の活動のために利用される等の公序良俗に反する土地利用

(契約の解除)

- 第10条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。 (違約金)
- 第11条 乙は、第9条に定める義務に違反したときは、売買代金の10分の1に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。
- 2 乙は、第 10 条の定めによりこの契約が解除されたときは、売買代金の 10 分の 1 に相当する 額を違約金として甲に支払わなければならない。
- 3 前2項の違約金は第14条に定める損害賠償の予定又は一部と解釈しない。 (返還金等)
- 第12条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。
- 2 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。
- 3 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が売買物件等に支出した費用、有益費その 他一切の費用は返還しない。

(乙の原状回復義務)

- 第 13 条 乙は、甲が第 10 条に定める解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を現状に回復して返還しなければならない。
- 2 乙は、前項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、 売買物件の甲への所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。 (損害賠償)
- 第14条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないために損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

第 15 条 甲は、第 12 条第 1 項の定めにより売買代金を返還する場合において、乙が前条に定める損害賠償金を甲に支払う義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。 (権利義務の譲渡等の禁止) 第16条 甲又は乙は、相手方の事前の書面による承諾を得ないで、本契約に基づく相手方に対する権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供することができない。

(契約の費用)

第17条 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(信義、誠実の義務)

第18条 甲及び乙は、信義を 重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。 (協議事項)

第19条 本契約に定めのない事項又は本契約に関して疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(管轄裁判所)

第20条 本契約に関して甲乙間に争いが生じたときは、仙台地方裁判所登米支部を管轄裁判所とする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 宫城県登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1

登米市長 熊 谷 盛 廣

 \angle

印

一般競争入札申請様式

- •一般競争入札参加申込書
- ・委 任 状 (入 札 代 理 用)
- ・入 札 書
- 入 札 保 証 金 還 付 (振 込) 依 頼 書
- ・委任状 (譲渡申請・売買契約等の手続き用)

一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

登米市長 熊 谷 盛 廣 殿

 住 所

 申請人 氏 名
 印

 電 話

市有財産売払いに係る一般競争入札参加申込書

下記市有財産の売払いに係る一般競争入札に参加したいので、一般競争入札実施要領、入札心得及び売買契約書を承知の上、申し込みます。

1 売払い物件

物件番号	所在地	地目等	地積	最低売却価格
			m²	円

2 使用目的

3 その他

(1) 添付書類

ア 個人 ①住民票、②印鑑証明書、③本籍地の市町村長の発行する身分証明書、④身分 証(運転免許証、健康保険被保険者証の写し等)、⑤国、県及び市税の納税証明 書

(各1通)

イ 法人 ①法人登記簿謄本、②代表者の印鑑証明書、③国、県及び市税の納税証明書 (各1通)

委 任 状

令和 年 月 日

登米市長 熊 谷 盛 廣 殿

下記の者を代理人と定め、入札に関する一切の権限を委任します。

代理人住所		
代理人氏名		E
(電話)		
	代	
	理	
	人	
	印	

物件 番号	所在地	地目等	地積	備考
			m²	

(注)委任者は実印(登録印)を使用し、印鑑証明書を添付してください。

入 札 書

令和 年 月 日

登米市長 熊 谷 盛 廣 殿

入札者	住 所	
	氏 名	(印)
	(入札者が代理人の場合は、押印は不要)	
代理人	住 所	
	氏 名	(EΠ)

\Diamond	П
<u>Tr.</u>	

ただし、下記物件について一般競争入札実施要領、入札心得及び売買契約書を承知の上入札します。

物件 番号	所在地	地目等	地積	備考
			m²	

入札保証金還付(振込)依頼書

令和 年 月 日

登米市長 熊 谷 盛 廣 殿

 住 所

 氏 名
 (印)

 電 話

貴市の入札参加のため納付した入札保証金 行口座に振込み方依頼します。 円の還付については、下記銀

記

1 入札物件

物件 番号	所在地	地目等	地積	備考
			m²	

2 入札保証金振込先

銀行名 支店名		預金の種類	口座番号						
銀行コード			銀行	支店コード		支	店	1 普通預金 2 当座預金	
П	座	. 名	,	(フリガカ	-)			-	

(注)預金の種類は、1・2のいずれかを○で囲んでください。

譲 渡 申 請 書

令和 年 月 日

登米市長 熊 谷 盛 廣 殿

申請人 住所

氏名 電話 ()

下記財産の譲渡を受けたいので、関係書類を添えてお願いします。

記

1 財産の内容

物件番号	所在地	地目等	地積	備考
			m²	

- 2 譲受の目的又は用途(具体的に)
- 3 売買代金支払方法 (希望欄に○印)
- ・契約締結日に売買代金全額を、一括して支払う。
 - ・契約締結日に契約保証金を納入の上、売買契約締結の日から30日以内に、売買代金から契約保証金を除いた残額を支払う。
- 4 売買契約条件 貴市提示の売買契約書のとおり

添付書類

- (1) 住民票又は法人登記簿謄本
- (2) 印鑑証明書
- (3) 利用計画書又は事業計画書等
- (4) その他
 - ・市町村長の発行する身分証明書

委 任 状

住 所 氏 名

私は、上記の者を代理と定め、下記事項を委任します。

記

- 1 市有財産譲渡申請書の提出に関する事項
- 2 市有財産売買契約の締結に関する事項
- 3 市有財産売買契約の締結に伴う売買代金の納入に関する事項
- 4 市有財産売買契約の締結に伴う売買代金の受領、登記申請並びに登記識別 情報の受領に関する事項
- 5 上記に付帯する一切の事項

令和 年 月 日

委任者 住所

氏名

- (注) 1 印鑑証明書を添付すること。
 - 2 複数で委任する場合は、連名とすること。